

被保険者(被扶養者)の希望では
健康保険適用となりませんので
ご注意ください。(自費になります!)



はり・きゅう マッサージ の

正しいかかり方

はり・きゅう、マッサージの施術を健康保険でかかるには、
医師が必要であると認めるなどの一定の条件があります。

健康保険で
かかるには
医師の同意書・
診断書等が
必要なですね



はり・きゅう

はり・きゅうの施術で健康保険が認められているのは下記の疾患等で、いずれも医師の同意書・診断書が必要です。なお、同一の疾患で同時期に医師の診療を重複並行的に受けた場合、はり・きゅうの施術料は全額自己負担となります。

※医師からシップや薬を
処方されている間に
ついても、はり・きゅう
の施術は健康保険に
よる給付の対象となり
ません。



マッサージ

マッサージの施術で健康保険が認められているのは、その病名ではなく筋麻痺・関節拘縮等で、医療上マッサージを必要とする症状です。

はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書を提出しますが、マッサージの場合は医師との併用治療が必要です。

単なる疲労回復、慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は全額自己負担となります。



対象疾患

- | | |
|--|---|
| ☒ 神経痛 | ☒ 五十肩 |
| ☒ リウマチ | ☒ 頸腕症候群 |
| ☒ 腰痛症 | ☒ 頸椎捻挫後遺症 等 |

往療(自宅での施術)について

整骨院・接骨院の場合と同様に、はり・きゅう、マッサージの往療も歩行困難等、真に安静を必要とする止むを得ない理由がある場合においてだけ認められています。なお、マッサージ施術の往療には医師の同意が必要です。

健康保険組合 からのお願い



領収書

領収書を
必ず確認して
ください

⚠ 注意

- ▶ 明細書と支払った領収金額等内容を必ず確認してください。
- ▶ はり・きゅう、マッサージは**医師が適当な治療手段が無いと判断した時に同意し**、はじめて健康保険適用となります。
- ▶ 療養費の支給は他医療機関併用確認が必要な為、4ヵ月後以降となります。

健康保険組合は組合員の皆様からいただいている健康保険料等で運営されております。その保険料を適正な保険給付に使うことが何より大切です。そのため被保険者・被扶養者の皆様へ柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう、マッサージの受診内容等に関して照会のお願いをすることがありますので、ご協力の程お願い致します。